

平成25年度小田原市行政提案型協働事業 審査実施要領

日時 平成25年5月27日(月) 17時40分～

場所 小田原市役所 601・602会議室

(プレゼンテーション・審査会)

1 実施事業

落書き消去活動支援事業

2 審査員

小田原市市民活動推進委員会部会委員(5人)

小田原市企画部長、市民部長、事業テーマ提出課の所管部長(環境部長)

※部長が欠席の場合は、副部長もしくは事業テーマ提出課の課長が代理出席

※事業テーマ提出課の所管部長は、該当事業のみを審査

3 審査の流れ

(1) 審査員に審査関係書類を事前送付

- ・審査実施要領
- ・審査採点表(見本)
- ・申請状況一覧
- ・企画提案申請書等の写し
- ・所管課の意見

(2) 公開プレゼンテーション、審査

(3) 結果を集計、意見交換 ⇒ 採択事業の認定

4 当日のスケジュール

17:40 審査員集合(602会議室)

事前打ち合わせ

- ・審査方法の確認

17:57 プレゼンテーション会場(601会議室)へ移動

18:00 公開プレゼンテーション開始

- ・開会

- ・部会長あいさつ

- ・プレゼンテーション(1団体5分)・質疑

※質疑は団体ごとに実施、1団体につき10分程度を予定

※審査員は採点表に記入

- ・閉会

<休憩>(602会議室に移動)

※事務局で集計

審査会開始

- ・事業について意見交換

- ・実施に向けて検討する事業(採択事業)の認定

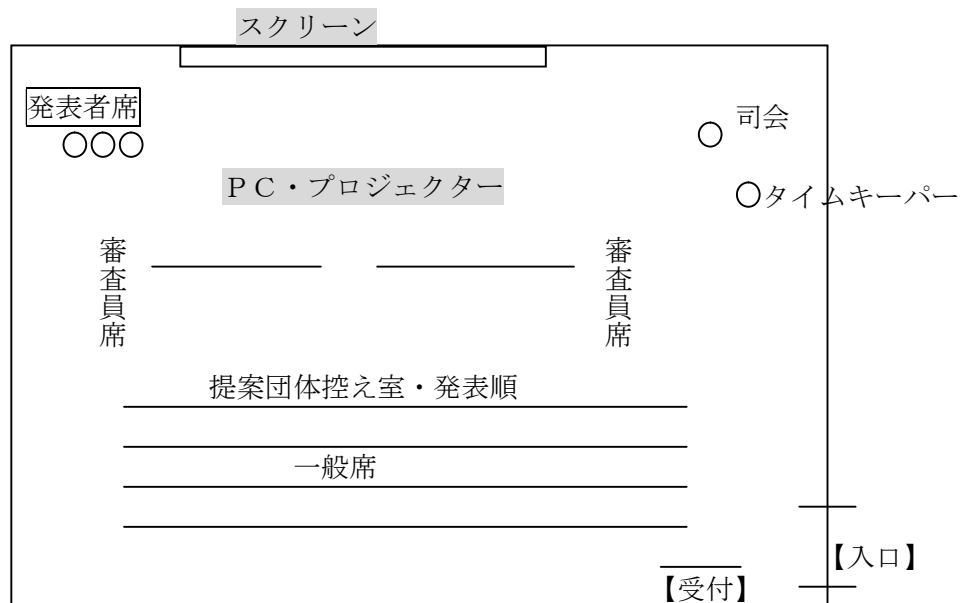
- ・不採択事業について、その理由や根拠の確認

19:00 閉会

5 プレゼンテーションの方法

各団体が事業内容を記載した資料（A4横向き・枚数制限なし）を用意し、5分以内（厳守）で発表を行う。発表者は3人以内とする。プレゼンテーションののち質疑を実施する。資料は委員・来場者の手元に配布するとともに、プロジェクターで拡大投影する。

6 会場レイアウト



7 選考の視点

以下の視点に基づいて事業の内容を評価し、選考する。

- ・提案内容の妥当性
（事業の目的や課題を適切に捉え、市民ニーズを満たす内容となっているか。
提案内容に市民活動団体の特性が活かされているか。）
- ・事業実現性（事業の実施手法・実施体制・実施スケジュールは適切か。）
- ・費用の妥当性（費用は適切に算出されているか。）
- ・協働の効果（提案団体と市との適切な役割分担により、協働の効果が期待できるか。）
- ・提案団体の実施能力（事業の実施にあたり、提案団体が必要な能力を有しているか。）
- ・発展性（事業の継続性や発展性が期待できるか。）

8 審査の手順

- ・上記の「選考の視点」の6項目ごとに、それぞれ5点満点で採点する。意見があれば所見欄に記載する。
- ・審査員は公開プレゼンテーション中に採点表に記入する。記入できた採点表は事務局が回収し、集計する。

9 審査会の実施方法

- ①休憩時間中に、採点の集計を事務局が行う。
- ②集計結果資料を委員に配布する。
- ③1事業ずつ意見交換する。
- ④実施に向けて検討する事業（採択事業）を決める。
- ⑤不採択事業について、その理由や根拠を確認する。

10 その他

- ・採択事業を決める際には、全ての審査項目において、平均点が3点以上かどうかを一つの判断基準とする。
- ・審査結果は、単に当落だけでなく、委員会のコメントをつけて通知する。